

締約国に関する情報 **朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）** 附属書 **B 1**
K P **K P**

一般情報

国内官庁の名称	Invention Office of the Democratic People's Republic of Korea (朝鮮民主主義人民共和国発明庁)
所在地及び郵便のあて名	Kinmaul Dong No.1, Pipha Street, Moranbong District Pyongyang, Democratic People's Republic of Korea
電話番号	(850-2) 381 85 44
ファクシミリ装置	(850-2) 381 44 10
電子メール	io520@star-co.net.kp
インターネット	—
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置及び電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	提出義務はない。委任状に限り国際出願の出願日から3箇月以内に原本を提出しなければならない。
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
朝鮮民主主義人民共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、朝鮮民主主義人民共和国発明庁又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
朝鮮民主主義人民共和国が指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	朝鮮民主主義人民共和国発明庁(国内段階参照)
朝鮮民主主義人民共和国を選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)
取得可能な保護の種類	特許, 発明者証, 小発明者証, 小特許
国際型調査に関する朝鮮民主主義人民共和国の規定	なし
国際公開に基づく仮保護	発明法第57条の規定に基づき翻訳文が公衆の閲覧に供され, 公衆の利用可能な状態に置かれた時点から仮保護が開始する

[次頁に続く]

K P

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）（続き）

K P

朝鮮民主主義人民共和国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報

朝鮮民主主義人民共和国が指定されている場合に発明者の氏名（名称）及び
あて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT
第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合、管
轄官庁は命令の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に
求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関
する特別の規定が設けられているか？

な し